

都留市土地開発公社宅地分譲要項

1 分譲地の概要

○サンタウン宝

- ・所在地 都留市大幡字兵海戸
都市計画区域外
- ・水道 都留市営簡易水道
- ・下水道 個別合併処理浄化槽（補助金制度有）
- ・ガス プロパンガス（個別方式）
- ・自治会 有り（サンタウン宝）
- ・区画数 48区画（全体区画数80区画）

○サンタウン井倉

- ・所在地 都留市井倉字中村
- ・用途地域 無指定区域
- ・建ぺい率 70%
- ・容積率 200%
- ・テレビ 都留市テレビ利用者組合へ加入可
- ・水道 都留市営上水道
- ・ガス プロパンガス（個別方式）
- ・自治会 有り（サンタウン井倉）
- ・下水道 個別合併処理浄化槽（補助金制度あり）
- ・区画数 2区画（全体区画数35区画）

2 分譲内容

○申込者の資格

- (1) 分譲地に自ら居住していただける方。
- (2) 譲渡代金の支払いが所定期日(契約締結の日から30日以内)までに可能な方。
- (3) 譲渡契約時の年齢が20歳以上の方。

○分譲の条件

- (1) 自らが居住するための専用住宅を建築し居住していただきます。
- (2) 譲渡契約の日から3年間は、土地及び建築した家屋を第三者に譲渡したり、貸付けることはできません。
- (3) 所有権移転登記と同時に3年間の買戻特約登記をします。
- (4) 建築する住宅は、原則として2階建以下とします。

○申込方法等

- (1) 申込期間：随時受け付けております。
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝祭日は除く)
- (2) 申込場所：都留市上谷1-1-1(都留市役所2階)
都留市土地開発公社
TEL 0554-43-1111(内線229)
- (3) 申込書類の提出方法
・分譲宅地購入申込書に必要事項を記入の上、住民票謄本1通を添付し、都留市土地開発公社に持参又は郵送してください。

○分譲決定方法

申込順に書類を審査し決定します。

○譲渡契約の締結

- (1) 契約は、都留市土地開発公社が定めた契約書により行います。
- (2) 契約締結時に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・契約保証金(譲渡代金の10%相当額)
 - ・収入印紙(契約金額により2,000円から10,000円)
 - ・登記手続きに必要な登録免許税相当額

○譲渡代金の納入

- (1) 譲渡代金（譲渡代金から契約保証金を差し引いた額）は、契約の日から 30 日以内に当社の指定する金融機関に納入していただきます。
- (2) 譲渡代金の残金支払いが行われなかった場合、また購入者の責による契約解除の場合は、納入済みの契約保証金は返還せず、譲渡契約が無効となります。

○その他の費用

- (1) 所有権移転登記は、土地開発公社が行いますが、登記に関する費用（登録免許税）は、土地取得者の負担となります。
- (2) 土地の引き渡し以降、公租公課は、土地取得者の負担となります。

○所有権の移転及び土地の引き渡し

- (1) 譲渡代金の完納後、土地開発公社が所有権移転登記を行います。
- (2) 譲渡代金の完納後に土地引き渡しを行います。

※分譲条件に違反し、買戻し及び契約解除をした場合は、違約金として売買代金の 20%相当額をいただきます。